

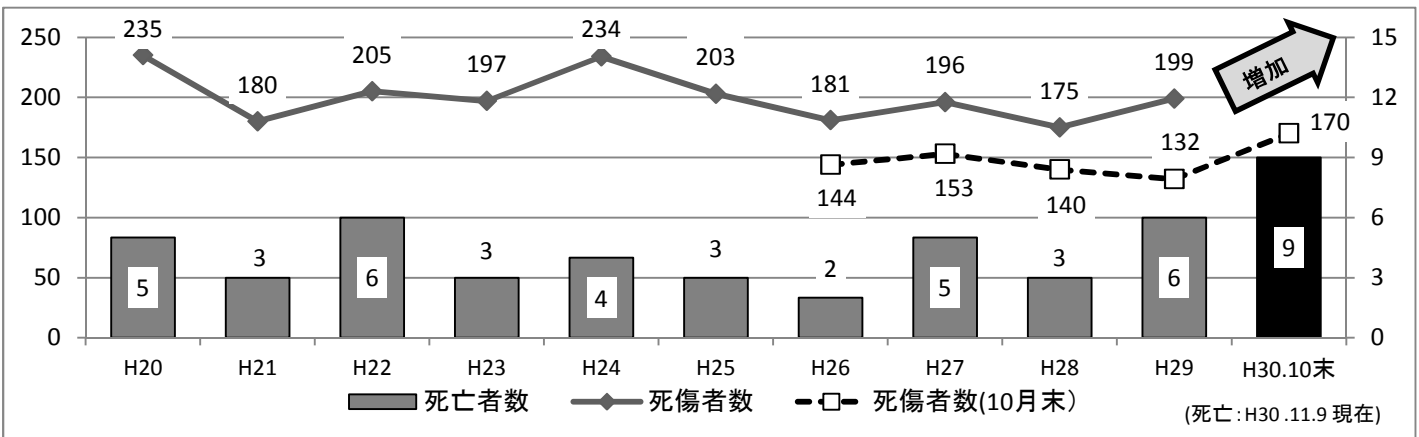
# 《警報》県下の建設現場での労働災害が大幅に増加!!

愛媛県下の建設業における平成30年の死亡者は11月9日現在9人（土木：6人、建築：2人、その他：1人）となり、前年同期比で4人増加し、全産業の死亡者の約7割を占め、すでに平成19年（平成18年11人）以降最多の人数となっています。

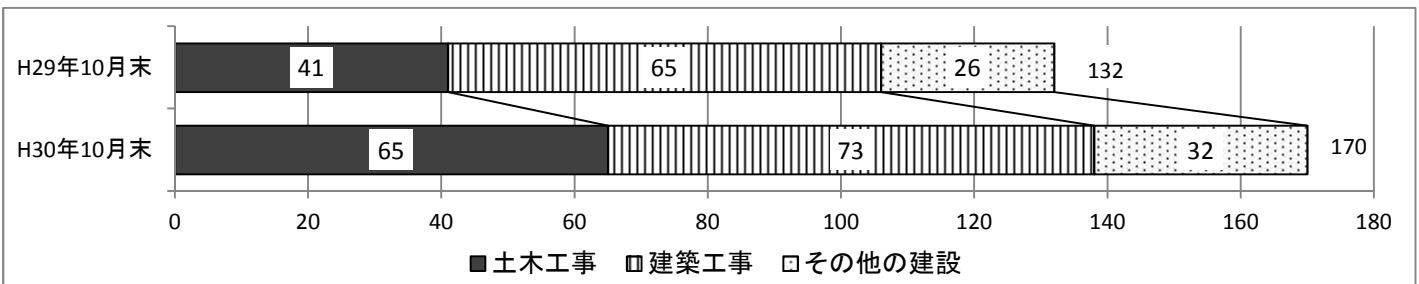
休業4日以上の労働災害による死傷者は、平成30年10月末速報値で前年同期比38人増（+28.8%）の170人と大幅に増加しています。

災害発生状況を見ると、作業計画の策定や職長による人員配置・作業指示による基本的な安全対策が不十分なことを原因とするものが多数を占めており、裏面の重点事項に留意し、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図るとともに、本チラシの作業場所への掲示等による安全意識の高揚を図っていただきたくお願いいたします。

**労働災害の推移（建設業）** 平成30年の死傷者数は10月末現在、死亡者数は11月9日現在を示す。

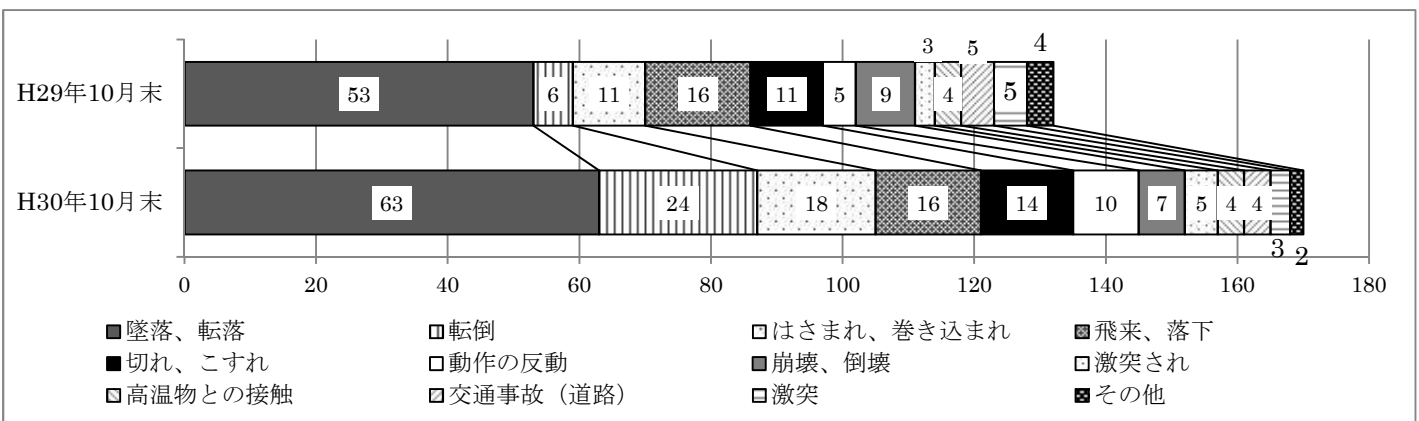


## 建設工事種類別発生状況（休業4日以上 平成29年・平成30年各10月末速報値）



- ・土木工事は65人(前年同期+24(+58.5%)) うち道路建設工事は21人(同+11(+110%))
- ・建築工事は73人(前年同期+8(+12.3%)) うち木造家屋建築工事は25人(同+12(+92.3%))

## 事故の型別発生状況（建設業 休業4日以上 平成29年・平成30年各10月末速報値）



- ・「墜落、転落」63人(前年同期+10(+18.9%))、「転倒」24人(同+18(+300.0%))が顕著に増加
- ・起因物では、はしご、脚立等からの墜落・転落17人(+7)、建設機械等に起因15人(+11)等が顕著に増加

平成 30 年 建設業死亡災害発生状況一覧（11 月 9 日現在）

発生日	業 種	発 生 状 況
3 月	道路建設工事	振動ローラーで転圧作業中、路肩から機械ごと 8m 転落した。
4 月	道路建設工事	道路路肩から 10m 下の斜面に転落した。
6 月	機械等設置工事	構内を自転車で移動中水路に転落し溺れた。
6 月	上下水道工事	掘削箇所内で整地作業中、掘削法面が崩壊し土砂に埋もれた。
7 月	その他の建築工事	屋根葺き替え作業の休憩中、気分が悪くなった。（熱中症）
8 月	木造建屋建築工事	解体用つかみ機で荷のつり上げ作業中、建物の床が沈下し被災者にツメが激突した。
10 月	その他の建築工事	足場組立作業中、工場引き込み高圧電線に接触し感電した。
10 月	道路建設工事	小型ドラグショベルで掘削作業中、傾斜路面を機械ごと後方に転倒、胸を挟まれた。
11 月	道路建設工事	せん孔機のロッドの引き上げ作業中、ロッドの振れ止めが抜け落ち被災者に当たった。

重点事項

- 工事現場での安全指示系統を明確にするため、
  - ・法定教育を受けた職長が、作業者の配置や作業指示を行うこと。
  - ・定期（おおむね 5 年ごと）に能力向上教育に準じた教育を行うこと。
- 建設機械や動力運搬機による重篤な災害を防止するため、
  - ・建設機械等の運転は機械の種類等に応じた法定の資格者等（免許、技能講習、特別教育修了）に行わせること。各工事現場では作業者が保有する資格等を確認し把握すること。
  - ・建設機械等の転落、転倒、逸走を防止するため、作業範囲の路面、路肩の整備等の措置を徹底すること。
  - ・建設機械等の転落、転倒及び作業者との接触を防止するため立入禁止箇所の設定、誘導者の配置等の措置を行うこと。
  - ・建設機械による荷のつり上げ等の用途外使用を行わないこと。
- 作業現場の危険を十分に把握せず作業を行うことによる重篤な災害を防止するため、予め作業箇所に近接する高圧電線の把握、作業箇所周辺の掘削法面の崩壊の危険性の把握等、作業箇所及びその付近に存在する危険を把握し、作業計画を立て作業を行うこと。
- 増加している墜落、転落による重篤な災害を防止するため、
  - ・高所作業を行う場合は、法定の構造による足場を設置すること。
  - ・設置が困難な場合は、墜落制止用器具（安全帯）の取付け設備を設置し使用を徹底すること。
  - ・梯子は上部を結束等により固定すること。脚立は安全な使用方法を遵守させること。
- 増加している転倒災害を防止するため、
  - ・作業現場内に安全な通路を確保するとともに、つまづき等の原因となる障害物を排除し、整地整頓を徹底すること。
  - ・高年齢労働者に対し、転倒等の災害リスクについて教育し、安全意識の高揚を図ること。
- 多数を占める不安全行動による災害を防止するため、
  - ・立入禁止箇所や安全通路等の表示を行うこと。
  - ・墜落の危険のある路肩や開口部への接近、墜落制止用器具（安全帯）の未使用、つり荷の下方等立入禁止箇所への立入、感電・酸欠危険場所への立入、昇降路以外の場所での昇降等安全作業のための基本的なルール遵守を徹底させること。
  - ・作業前ミーティングや KY 活動、現場パトロール等の安全管理活動の活性化を図ること。

